

10月17日から
10月23日は

「行政相談週間」です。

毎日の暮らしの中で、国の役所や公社、公庫、公団といった特殊法人の仕事について、「苦情や要望をどこに申し出たらよいかわからない」、「苦情を言いたい直接は申し出にくい」、こんなときは、行政相談委員にご相談ください。

相談は、定例相談所で受け付けています。また、相談は無料で、秘密は厳守致します。

なお、行政相談は、滋賀行政評価事務所でも受け付けています。

甲賀市の行政相談委員 (敬称略)

松西 博 (水口町)
田畑啓之助 (土山町)
小西ふみ糸 (信楽町)
福井 貢 (甲賀町)
望月 一重 (甲南町)

「行政苦情110番」 ☎ 0570-090110

◆ 相談日・開催時間・場所

水 口 町

毎月第1・3月曜日 13:30~16:00
水口社会福祉センター

甲 賀 町

毎月第3木曜日 13:30~16:00
かふか生涯学習館

土 山 町

毎月5日(5日が土日祝日の時は翌週の平日)
13:30~16:00
土山開発センター

甲 南 町

毎月第3金曜日 13:30~16:00
甲南支所2階団体室

信 楽 町

毎月第3水曜日 13:30~16:00
信楽開発センター

※10月は、10月19日(水)には行政相談を開設しません。
10月21日に雲井公民館で出張行政相談を開設します。

【問い合わせ】

市民環境部 市民生活課
☎ 65-0685 FAX 63-4582

市民生活課より
知っく!

お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

携帯電話の不当請求に
気をつけましょう。

Q1 「無料お試し」広告を見て出会いサイトを無料ポイント分だけ利用したら、後日、携帯電話に請求がきた。

A1 この場合、無料分だけで支払う必要はありません。請求がきたら「無料分しか使っていない」と毅然と支払いを拒否しましょう。

Q2 規約を読まずに無料サイトだと思って利用した。後日、電話で料金を請求されたので、規約を見たら利用料が明示されていた。

A2 規約に料金がきつちり明示されていたのなら、支払いは拒否できないと思われまます。ただし、

① 請求は自分の利用したサイトからか? (異なる事業者からの不当な請求の可能性もあります)

② サイトの表示によっては、無効・取り消しも可能です。

すなわち「クリックすれば有料の申し込みになることを明確に表示」、「申し込み前に内容確認と訂正ができる画面を設定する」などの措置を講じていない場合は、たとえ消費者に重過失があっても錯誤による無効が主張できます。

また、分かりにくい場所に記載されているなど、消費者に重要事項について虚偽の情報を与えていると評価される場合は、契約を取り消すことができます。

いずれにしても、トラブルに遭わないためには興味本位に軽い気持ちで利用しない。利用前に規約をよく読む。「無料」には落とし穴もあるので要注意。

見知らぬ人からのメールは開いたり、他に接続したりしないよう気を付けましょう。

消費生活相談窓口

(市民生活課 生活安全係)

月曜日~金曜日
9:00~15:00

☎ 65-0685
FAX 63-4582